

「国と地方の協議」(平成27年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理		
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的影響、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
ふじのくに防災 減災・地域成長 モデル総合特区	27203	賃借した農地の利用 に関する規制の緩和	借り受けた農地を転貸できる要件について、営農の持続性が確保された高度な環境制御施設において、種苗会社等が品種開発等に利用する場合に限って認めることとする。 ※ 農地法第3条第2項第6号の例外規定追加	<p>&lt;政策課題&gt; 食分野における消費者及び実需者ニーズの多様化に伴い、栄養価や味覚、生態制御等の機能性に優れた品種のほか、食品加工業者の利用用途に応じた様々な品種開発が求められている。</p> <p>また、多様で質の高い品種開発を行うためには、緻密な生育条件の設定が可能な環境制御栽培施設が必要となっているが、財務力の弱い中小種苗会社では、多額の設備投資をすることが困難であるため、ICT等のノウハウを有する企業等が設置した高度な栽培施設を低コストで利用できる環境整備が求められている。</p> <p>&lt;解決策&gt; 一般企業等が借り受けた農地に設置した高度な環境制御栽培施設において、専門性の高い技術力を有する種苗会社等による利用を可能とすることで、多様なニーズに対応した質の高い品種開発を促進し、競争力のある多彩で付加価値の高い農業を実現する。</p>	1回目	農林水産省	経営局農地政策課	農地法第3条第2項第6号	D	-	-	農地の転貸については、権利関係を複雑にするほか、耕作者の地位が不安定になることから、農地法上、原則禁止としている。	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画については、作成主体が市町であることに鑑み、農地の転貸を認めており、当該制度を活用すれば提案内容は実施可能。	a	農業経営基盤強化促進法により該当市町が農用地利用集積計画を作成することで対応可能という回答を得たため、了解する。	自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii
					2回目												
ふじのくに防災 減災・地域成長 モデル総合特区	27204	種苗登録における譲渡可能な期間の延長に関する規制の緩和	品種登録出願前の譲渡可能な期間について、現行の1年以内を3年以内に拡大する。 ※ 種苗法第4条第2項のただし書きに追加	<p>&lt;政策課題&gt; 食分野における消費者及び実需者ニーズの多様化に伴い、栄養価や味覚、生態制御等の機能性に優れた品種のほか、食品加工業者の利用用途に応じた様々な品種開発が求められている。</p> <p>市場性の高い品種開発を行うためには、消費者や実需者等の市場ニーズを的確に検証し、適切な改良を行うことが重要であるが、品種登録出願前の譲渡可能な期間は1年以内であり、十分な検証・改良を行うことが困難であるため、市場性の高い効果的な品種登録を行う上で必要となる適切な譲渡期間の確保が求められている。</p> <p>&lt;解決策&gt; 品種登録出願前の譲渡可能な期間を3年以内に延長することで、種苗会社が消費者や実需者等の市場ニーズを十分に検証し、適切な改良を行うための期間を確保することが可能となり、市場性のある質の高い品種登録を促進し、競争力のある多彩で付加価値の高い農業を実現する。</p>	1回目	農林水産省	食料産業局知的財産課	植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV91年条約)第6条(1) 種苗法第4条第2項	E	-	-	品種登録出願前に出願品種が譲渡されていた場合、譲渡者は当該品種の種苗を業として生産、販売等を行うことが想定されるところ。その後の品種登録によって、既に販売等された当該品種に育成者権が及ぶこととなる結果、取引が混乱するおそれがある。	○ 種苗法第4条第2項の1年という出願前の譲渡可能期間は、「植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV91年条約)第6条(1)」に定められている出願前の譲渡可能期間に即したものであり、総合特区制度を活用した譲渡可能期間を3年とする規制緩和についても、締約国の領域を対象とした同条約の同規定に明確に抵触するため、これを行うことはできない。	a	種苗法の規制の緩和は困難であるが、現行法令下で試験研究を目的とした特性調査のために行う譲渡は可能との回答を得たため、了解する。	提案の実現に向けて自治体は、出願品種の所有権の移転を伴わない形で植物体の展示、試験研究を目的とした当該品種の植物体としての特性調査のために譲渡は、出願の1年以上前であっても行うことができるという見解を得ることができた。協議を終了する。自治体は、得られた見解を踏まえ、取組を実施すること。	iv
					2回目												